

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和3年10月1日より

(多床室)

負担限度額区分	施設サービス費 I (1日)	サービス提供体制強化加算 (II) (1日)	夜勤職員配置加算 (I)イ (1日)	合計 (介護保険一部負担金) (1日)	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
					(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	第1段階	573	18	22	613	0	300	913	27,390
	第2段階					370	390	1,373	41,190
	第3段階①					370	650	1,633	48,990
	第3段階②					370	1,360	2,343	70,290
	第4段階					855	1,445	2,913	87,390
要介護2	第1段階	641	18	22	681	0	300	981	29,430
	第2段階					370	390	1,441	43,230
	第3段階①					370	650	1,701	51,030
	第3段階②					370	1,360	2,411	72,330
	第4段階					855	1,445	2,981	89,430
要介護3	第1段階	712	18	22	752	0	300	1,052	31,560
	第2段階					370	390	1,512	45,360
	第3段階①					370	650	1,772	53,160
	第3段階②					370	1,360	2,482	74,460
	第4段階					855	1,445	3,052	91,560
要介護4	第1段階	780	18	22	820	0	300	1,120	33,600
	第2段階					370	390	1,580	47,400
	第3段階①					370	650	1,840	55,200
	第3段階②					370	1,360	2,550	76,500
	第4段階					855	1,445	3,120	93,600
要介護5	第1段階	847	18	22	887	0	300	1,187	35,610
	第2段階					370	390	1,647	49,410
	第3段階①					370	650	1,907	57,210
	第3段階②					370	1,360	2,617	78,510
	第4段階					855	1,445	3,187	95,610

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

## ◆その他の加算◆

- ◎介護職員処遇改善加算（I）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、**8.3%**が加算されます。  
要介護5 の場合： 887単位×30日（利用日数）×8.3%＝**2,209円/月**（単数は四捨五入）
- ◎介護職員等特定処遇改善加算（I）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、**2.7%**が加算されます。  
要介護5 の場合： 887単位×30日（利用日数）×2.7%＝**718円/月**（単数は四捨五入）
- ◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦1,500万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和3年10月1日より

(多床室) 第4段階対象者用

	負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (II)	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	1割負担	573	18	22	613	855	1,445	2,913	87,390
	2割負担	1,146	36	44	1,226	855	1,445	3,526	105,780
	3割負担	1,719	54	66	1,839	855	1,445	4,139	124,170
要介護2	1割負担	641	18	22	681	855	1,445	2,981	89,430
	2割負担	1,282	36	44	1,362	855	1,445	3,662	109,860
	3割負担	1,923	54	66	2,043	855	1,445	4,343	130,290
要介護3	1割負担	712	18	22	752	855	1,445	3,052	91,560
	2割負担	1,424	36	44	1,504	855	1,445	3,804	114,120
	3割負担	2,136	54	66	2,256	855	1,445	4,556	136,680
要介護4	1割負担	780	18	22	820	855	1,445	3,120	93,600
	2割負担	1,560	36	44	1,640	855	1,445	3,940	118,200
	3割負担	2,340	54	66	2,460	855	1,445	4,760	142,800
要介護5	1割負担	847	18	22	887	855	1,445	3,187	95,610
	2割負担	1,694	36	44	1,774	855	1,445	4,074	122,220
	3割負担	2,541	54	66	2,661	855	1,445	4,961	148,830

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、8.3%が加算されます。

要介護5の場合：887単位×30日(利用日数)×8.3%=2,209円/月(単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、2.7%が加算されます。

要介護5の場合：887単位×30日(利用日数)×2.7%=718円/月(単数は四捨五入)

◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦1,500万円)以下	・上記(第1～3段階)以外の方